

報道関係者各位

「令和6年7月山形県大雨災害義援金」の第1次配分について

7月25日からの大雨により被災された方々を支援するため、県内外から多くの義援金が寄せられているところですが、この義援金に係る配分に関して、10月1日（火）に「令和6年7月山形県大雨災害義援金配分委員会（第1回）」を開催し、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

1. 本県に寄せられた義援金（9月24日時点）

137,166,099円（日本赤十字社、共同募金会、山新放送愛の事業団に寄せられたものを含む）

2. 配分委員会における決定事項

（1）配分基準

- ①対象被害：（i）人的被害（死者、重傷者）
（ii）住家被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水）
- ②対象市町村：上記①の被害報告があった市町村

（2）今回の配分額

- ①配分総額： 123,200,000円（今後の被害判明等を想定し、上記1の約9割を配分）
- ②配分の考え方：被害別の単価による配分（市町村を經由し被害世帯へ配分）

死者 280,000円
全壊（1世帯当たり・以下同じ）280,000円、大規模半壊 210,000円、
中規模半壊 175,000円、半壊 140,000円、準半壊・床上浸水 70,000円、
準半壊に至らない（一部損壊）・床下浸水 35,000円

③市町村への配分額（災害救助法の適用に関わらず被害報告のあった17市町村）

鶴岡市	3,500,000円	真室川町	2,485,000円
酒田市	57,575,000円	大蔵村	840,000円
新庄市	4,340,000円	鮭川村	5,075,000円
上山市	35,000円	戸沢村	24,395,000円
尾花沢市	210,000円	飯豊町	35,000円
南陽市	560,000円	三川町	595,000円
大石田町	105,000円	庄内町	2,135,000円
最上町	945,000円	遊佐町	18,025,000円
舟形町	2,345,000円	合計	123,200,000円

3. 配分時期、配分方法

- (1) 義援金は速やかに対象市町村に送金し、対象市町村から被害世帯へ交付する。
- (2) 第1次配分における留保分及び今後寄せられる義援金については、受付状況や今後判明する被害状況等を踏まえ、第2次配分を行う。

以上

【問合せ先】

健康福祉部地域福祉推進課

課長補佐 今野祐一 電話 023-630-2274

報道監

健康福祉部次長 菅原正春